

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月14日
【四半期会計期間】	第26期第1四半期（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）
【会社名】	株式会社プロバスト
【英訳名】	PROPERST CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-6685-3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-6685-3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期 連結累計期間	第26期 第1四半期 累計期間	第25期
会計期間	自平成22年6月1日 至平成22年8月31日	自平成23年6月1日 至平成23年8月31日	自平成22年6月1日 至平成23年5月31日
売上高(百万円)	11,643	604	17,446
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	335	83	1,026
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失( )(百万円)	341	83	27,349
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	4,169	977	977
発行済株式総数(株)	346,925	761,410	761,410
純資産額(百万円)	29,750	216	299
総資産額(百万円)	11,844	8,199	8,196
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額( ) (円)	983.75	316.09	68,416.13
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	34,489.93
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	251.2	2.6	3.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第25期第1四半期については、四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期累計期間に代えて第1四半期連結累計期間について記載しております。
3. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
4. 第25期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第26期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
6. 第25期第1四半期連結累計期間及び第25期は、(四半期)連結財務諸表を作成しているため、第26期第1四半期累計期間は、関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期累計期間より報告セグメントの区分を変更しております。当該変更の内容につきましては、第4経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、前第1四半期については四半期連結財務諸表を作成しており、四半期財務諸表を作成しておりませんので、前第1四半期累計期間との比較は記載しておりません。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災による供給面の制約がほぼ解消する中で、着実に持ち直してきております。生産や輸出は、サプライチェーンの修復等を背景に輸送機械を中心に増加基調を辿っており、概ね震災前の水準に戻ってきております。また、個人消費に関しても、乗用車の新車登録台数が供給制約の解消を受けて大幅に増加した他、家電販売額もアナログ放送終了前の薄型テレビ等への駆け込み需要を受けて増加する等、持ち直しの動きが見られました。

しかし、今後については、ギリシャの債務問題を背景とした金融市場の混乱に伴う世界景気の変調が新たな不安材料として浮上してきている他、円高の長期化に伴う企業収益への悪影響などが懸念されます。

当社が属する不動産業界においては、8月の首都圏の新築マンション発売戸数が前年同月比では1.7%増となったものの、これまで販売を下支えていた住宅エコポイント制度が終了したこともあり、初月契約率は好不況の分かれ目となる70%を21ヶ月振りに下回る等、やや頭打ちの兆しが見られます。また、所得・雇用環境は依然として厳しい状況が続いている上、不動産業種に対する金融機関の貸出態度も厳しい状況にあることから、本格的な回復に向かうかという点については不透明な状況であります。

このような状況の中、当社は保有物件の売却及び不動産企画業務や販売代理業務といった不動産業務受託事業を推進してまいりました。この結果、売上高は604百万円、営業損失52百万円、経常損失83百万円、四半期純損失83百万円となりました。

当第1四半期累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当社は従来、「不動産開発事業」「資産活性化事業」「不動産業務受託事業」「賃貸事業」の4つを報告セグメントとしておりましたが、当第1四半期累計期間より「不動産販売事業」「不動産業務受託事業」「賃貸事業」の3区分に変更しております。当該変更の内容につきましては、第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

#### （不動産販売事業）

不動産販売事業は、今後の不動産企画業務契約や販売代理業務契約を締結する予定で一時的に保有した2案件を売却したことに伴い、売上高として550百万円、セグメント利益としては56百万円を計上いたしました。

#### （不動産業務受託事業）

不動産業務受託事業は、不動産企画業務や販売代理業務による手数料収入として、3物件から収益を確保いたしました。売上高は7百万円、セグメント利益は6百万円となりました。

#### （賃貸事業）

賃貸事業は、3物件から賃料収入を確保しております。売上高は46百万円、セグメント利益としては26百万円となりました。

#### (2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末から3百万円増加し、8,199百万円となりました。負債については、前事業年度末から86百万円増加し、7,983百万円となりました。また、純資産については、前事業年度末から83百万円減少し、216百万円となりました。前事業年度末からの主な変動要因は、以下のとおりであります。

資産の増加の主な要因は、新規物件を取得したことにより、販売用不動産と仕掛販売用不動産が合計で231百万円増加したことや未成業務支出金が22百万円増加した一方、物件取得等により、現金及び預金が245百万円減少したことによるものであります。負債の増加の主な要因についても、新規物件の取得に伴って有利子負債が127百万円増加したことによるものであります。また、純資産の減少の主な要因としては、四半期純損失を計上したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,387,700
第1種優先株式	346,925
計	1,387,700

(注) 定款において種類別の発行可能株式総数は、普通株式は1,387,700株、第1種優先株式は346,925株と定めております。ただし、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については、会社法上要求されていないため、発行可能株式総数の計は1,387,700株と定めております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	421,925	421,925	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用しておりません。
第1種優先株式	339,485	339,485		当社は単元株制度は採用しておりません。(注)2,3
計	761,410	761,410		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1種優先株式は、現物出資(借入金等の株式化 2,715百万円)によって発行されたものであります。

3. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

#### 第1種優先株式

##### 1. 優先配当金

###### (1) 第1種優先配当金

イ 当社は、平成25年5月31日(同日を含む。)までの日を基準日として、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。但し、下記(4)但書の場合を除く。)を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき下記(2)イに定める額の金銭(以下「第1種固定優先配当金」という。)を配当する。但し、当該剰余金の配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、第1種固定優先配当金の全部又は一部の配当(下記(3)に定める累積未払第1種固定優先配当金の配当を除く。)が既に行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

ロ 当社は、平成25年6月1日(同日を含む。)以降の日を基準日として、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。但し、下記(4)但書の場合を除く。)を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき下記(2)ロに定める額の金銭(以下「第1種変動優先配当金」という。)を配当する。

ハ 剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合には、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(2) 第1種優先配当金の額

- イ 第1種固定優先配当金の額は、事業年度ごとに、1株につき、585円（但し、第1種優先株式について、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。
- ロ 第1種変動優先配当金の額は、同一の基準日において、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、普通株式1株につき、支払うこととなる剰余金の配当の額に2を乗じた額とする。

(3) 累積条項

平成25年5月31日（同日を含む。）までの日を基準日として、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度の初日までに累積した累積未払第1種固定優先配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の額の合計額が当該基準日を含む事業年度に係る第1種固定優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払第1種固定優先配当金」という。）については、第1種固定優先配当金及び第1種変動優先配当金並びに普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、第1種固定優先配当金又は第1種変動優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき8,000円及び累積未払第1種固定優先配当金の合計額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第1種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会における決議

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求期間

第1種優先株式の給付期日から起算して1年を経過した日以降とする。

(2) 取得の条件

第1種優先株主は、第1種優先株式の全部又は一部について、当社が第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株式1株につき下記イ及びロに定める取得比率により、下記八の定めに従い、当社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ 当初取得比率

当初の取得比率は2.000とする。

ロ 取得比率の調整

(a) 当社は、第1種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、それぞれ以下のとおり、次に定める算式(以下「取得比率調整式」という。)をもって取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

取得比率調整式の計算については、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。取得比率調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)( )ないし( )の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得比率を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除したものとす。取得比率調整式で使用する「交付普通株式数」は、下記(b)( )の場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、下記(b)( )の場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。取得比率調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)( )の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、株式無償割当ての場合は0円)、下記(b)( )及び( )の場合は0円、下記(b)( )の場合は下記(b)( )で定める対価の額とする。取得比率調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(b) 取得比率調整式により第1種優先株式の取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(株式無償割当ての場合を含む。)(但し、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使により交付する場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))又は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は株式無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( ) 普通株式について株式の分割をする場合

調整後の取得比率は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

( ) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記( )において定義される。以下同じ。))をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(株式無償割当ての場合を含む。))、又は上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(株式無償割当ての場合を含む。))

調整後の取得比率は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は株式無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

( ) 普通株式について株式の併合をする場合

調整後の取得比率は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- ( ) 上記( )における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) 上記(b)に定める取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。
- ( ) 当社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割又は株式移転のために取得比率の調整を必要とするとき。
- ( ) 取得比率を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ( ) その他当社が取得比率の調整を必要と認めるとき。
- (d) 取得比率調整式により算出された調整後の取得比率と調整前の取得比率との差が0.0001未満の場合は、取得比率の調整は行わないものとする。但し、かかる調整後の取得比率は、その後取得比率の調整を必要とする事由が発生した場合の取得比率調整式において調整前取得比率とする。
- (e) 取得比率の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得比率、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

#### 八 取得と引換えに交付すべき普通株式数

株式対価取得請求に基づき当社が第1種優先株式の取得と引換えに第1種優先株主に対して交付すべき当社の普通株式の数は、第1種優先株主が取得を請求した第1種優先株式の数に、取得比率を乗じた数とする。なお、第1種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従った金銭の交付をしない。

#### 6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成25年12月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来(以下「普通株式対価強制取得日」という。)をもって、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得(以下「普通株式対価強制取得」という。)すると引換えに、普通株式対価強制取得の対象である第1種優先株式の総数に、8,000円を普通株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、当該平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる割合(小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)(但し、当該割合が2.000(以下「上限割合」という。但し、上記5.(2)口に定める取得比率の調整が行われた場合には、上限割合にも必要な調整が行われる。)を超える場合には、上限割合とする。)を乗じて得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付することができる。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、一部取得を行う場合において取得する第1種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

#### 7. 金銭を対価とする取得条項

##### (1) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得する第1種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

##### (2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における第1種優先株式1株当たりの取得価額は、金銭対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に金銭対価強制取得日における上記5.(2)に定める取得比率を乗じた額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)又は8,000円(但し、第1種優先株式について、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)のいずれか高い額とする。

#### 8. 譲渡制限

譲渡による第1種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項の規定を定款に定めております。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年8月30日 (注)	-	761,410	-	977	227	-

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少させ欠損を填補したものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式339,485	-	第3.1(1)に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 421,925	421,925	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	761,410	-	-
総株主の議決権	-	421,925	-

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。なお、前第1四半期累計期間（自平成22年6月1日至平成22年8月31日）は四半期財務諸表を作成していないため、四半期損益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について明誠監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年8月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	437	192
受取手形及び売掛金	7	24
販売用不動産	631	1,110
仕掛販売用不動産	3,664	3,417
未成業務支出金	39	62
その他	25	9
貸倒引当金	0	2
流動資産合計	4,805	4,813
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物(純額)	925	919
土地	2,433	2,433
その他(純額)	3	5
有形固定資産合計	3,362	3,358
<b>無形固定資産</b>	0	0
<b>投資その他の資産</b>		
その他	34	33
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	28	27
固定資産合計	3,391	3,386
資産合計	8,196	8,199

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年 8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	526	510
短期借入金	2,591	2,738
1年内返済予定の長期借入金	1,128	1,129
未払法人税等	11	0
引当金	41	18
その他	273	277
流動負債合計	4,573	4,673
固定負債		
長期借入金	3,198	3,178
引当金	8	9
その他	116	121
固定負債合計	3,323	3,309
負債合計	7,897	7,983
純資産の部		
株主資本		
資本金	977	977
資本剰余金	4,327	-
利益剰余金	5,005	761
株主資本合計	299	216
純資産合計	299	216
負債純資産合計	8,196	8,199

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第 1 四半期累計期間】

( 単位：百万円 )

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)
売上高	604
売上原価	518
売上総利益	86
販売費及び一般管理費	138
営業損失 ( )	52
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	0
未払配当金除斥益	1
その他	0
営業外収益合計	2
営業外費用	
支払利息	26
融資手数料	6
その他	0
営業外費用合計	32
経常損失 ( )	83
税引前四半期純損失 ( )	83
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等合計	0
四半期純損失 ( )	83

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間  
(自平成23年6月1日  
至平成23年8月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
減価償却費	9百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

平成23年8月30日開催の第25期定時株主総会において、下記のとおり準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議しており、当第1四半期会計期間末において資本準備金及びその他資本剰余金が - 百万円となっております。

(1) 目的

財務体質の改善が喫緊の課題であること及び多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことに鑑み、準備金の額の減少及び剰余金の処分を行い、欠損を填補するものであります。

(2) 準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成23年5月31日現在の資本準備金の額を次のとおり減少させ、減少する額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する準備金の項目及びその額

資本準備金の額 227百万円

準備金の額の減少の効力発生日

平成23年8月30日

(3) 剰余金の処分の内容

上記(2)の資本準備金の額の減少後、会社法第452条の規定に基づき、次のとおり剰余金を処分することにより、繰越損失を填補するものであります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,327百万円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,327百万円

剰余金の処分の効力発生日

平成23年8月30日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売事業	不動産業務受託事業	賃貸事業			
売上高						
外部顧客への売上高	550	7	46	604	-	604
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	550	7	46	604	-	604
セグメント利益	56	6	26	90	143	52

(注)1. セグメント利益の調整額 143百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は従来、製品・サービスの内容等が概ね類似している各個別プロジェクトを集約し、「不動産開発事業」「資産活性化事業」「不動産業務受託事業」「賃貸事業」の4つを報告セグメントとしておりました。また、「不動産開発事業」はマンション等の開発・販売、「資産活性化事業」は収益不動産再生及び土地再開発をそれぞれ報告セグメントの主要な内容としておりました。

しかしながら、民事再生手続きが終結し、新しいビジネスモデルを模索する中で、当初、マンション開発用地として取得しながらも、早期に売却することで利益が見込めると判断された場合等、開発を行わないまま売却するケースが発生しており、そのような柔軟な意思決定による販売形態の変更は今後も多く発生すると考えております。また、当社の事業を「不動産の販売」「不動産に関する役務の提供」「不動産の賃貸」と大枠で区分することにより、事業の概観を捉えることができ、今後の経営判断にも有用であると判断したことから、当第1四半期累計期間より「不動産開発事業」と「資産活性化事業」をさらに集約し、「不動産販売事業」とすることといたしました。

これにより当社の報告セグメントは、「不動産販売事業」「不動産業務受託事業」「賃貸事業」の3区分に変更しております。

なお、前第1四半期累計期間は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、変更後の区分方法による前第1四半期累計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額	316円09銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(百万円)	83
普通株主に帰属しない金額(百万円)	49
(うち優先配当額(百万円))	(49)
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	133
普通株式の期中平均株式数(株)	421,925
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月14日

株式会社プロパスト  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅原 剛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プロパストの平成23年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。